

令和6年(メ)第10003号(令和5年(ワ)第70021号)

決 定

埼玉県さいたま市南区沼影一丁目10番1号ラムザタワー7階

申 立 人 株式会社医食同源ドットコム

同代表者代表取締役 夏 目 洋 司

同 代 理 人 弁 護 士 墳 崎 隆 之

同 葛 西 悠 吾

同 山 岸 大 輝

名古屋市中村区名駅五丁目16番17号花車ビル南館511号室

相 手 方 株 式 会 社 三 国 堂

同代表者代表取締役 松 田 幸 之 助

同 代 理 人 弁 護 士 櫻 林 正 己

主 文

- 1 相手方は、別紙相手方製品目録記載の製品(以下「相手方製品」という。)を製造販売しない。
- 2 申立人と相手方は、お互いに誹謗中傷をしないことを確約する。
- 3 申立人は、その余の請求をいずれも放棄する。
- 4 申立人と相手方は、申立人及び相手方との間には、本決定に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用及び調停費用は、各自の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

- 1 相手方は、相手方製品の形態のマスクを製造し、譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入してはならない。
- 2 相手方は、相手方製品のマスクを製造し、譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入してはならない。

3 相手方は、相手方製品のマスクを廃棄し、その製造に必要な金型を除却せよ。

4 相手方は、申立人に対し、1億3187万912円及びこれに対する令和5年2月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

1 本件は、申立人が、相手方に対し、相手方が販売する相手方製品は申立人製品の形態を模倣していると主張して、不正競争防止法3条1項2項に基づき、相手方製品等の廃棄及び相手方製品の廃棄及び相手方製品金型の除却を求めるとともに、民法709条又は不正競争防止法5条2項に基づき、1億3187万円<sup>10</sup>の損害賠償金及び民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の各証拠により容易に認められる事実をいう。）

### (1) 当事者等

ア 申立人は、健康食品の製造販売、医薬品の販売、医薬部外品及び化粧品の製造販売並びにこれらの原料の輸出入、販売等を業とする株式会社である（甲1）。申立人は、令和3年4月28日から申立人製品の販売をしている（甲6）。<sup>15</sup>

イ 相手方は、食料品、飲料、化粧品、日常雑貨および電化製品の販売及び輸出入等を業とする株式会社である（甲2）。相手方は、遅くとも令和4年6月頃から相手方製品の販売を開始した。<sup>20</sup>

### (2) 申立人製品の形態

① バインダー（接着剤）を使用せずに繊維を高圧水流により交絡させる製法「スパンレース製法」を用いて作られた、シルクのような光沢を有して<sup>25</sup>いて感触も滑らかである不織布が、マスクの表側面に使用されている。

② マスクの全体的な形状は、そのサイズ（最大値の箇所）が縦約135m

m・横約100mmで、人が着用した際に顔の正中線に当たる中央部（縦約135mmの箇所）が山型の形状に設計されていることにより、口元に空間が生じる立体構造が採用されており、中央部（縦約135mmの箇所）から両端部に向かって、縦の長さは徐々に短くなり、かつ、マスク本体の外側（表側）部分に耳掛け紐が溶接されており、その片側当たり2箇所の溶接部の間（縦）の部分が若干くぼんだ形状になっている。

③ マスク本体と耳掛け紐の溶接部（片側2箇所、全4箇所）には、大きな雪の結晶（樹枝付角板の六角形）のデザインが刻印されている。雪の結晶の周囲には、四方にそれぞれ七つずつの点が刻印されている。

④ マスク全体が単色であり、ピンク、ベージュ、パープル、カーキ、グレー、ブラックの6色のカラーバリエーションを有する。

### (3) 相手方製品の形態

① バインダー（接着剤）を使用せずに繊維を高圧水流により交絡させる製法「スパンレース製法」を用いて作られた、シルクのような光沢を有して、感触も滑らかである不織布が、マスクの表側に使用されている。

② マスクの全体的な形状は、そのサイズ（最大値の箇所）が縦約135mm・横約100mmで、人が着用した際に顔の正中線に当たる中央部（縦約135mmの箇所）が山型の形状に設計されていることにより、口元に空間が生じる立体構造が採用されており、中央部（縦約135mmの箇所）から両端部に向かって、縦の長さは徐々に短くなり、かつ、マスク本体の外側（表側）部分に耳掛け紐が溶接されており、その片側当たり2箇所の溶接部の間（縦）の部分が若干くぼんだ形状になっている。

③ マスク本体と耳掛け紐の溶接部（片側2箇所、全4箇所）には、大きな雪の結晶（樹枝付角板の六角形）のデザインが刻印されている。

④ マスク全体が単色であり、ミルキーベージュ、グレージュ、アプリコットベージュの3色のカラーバリエーションを有する。

### 3 争点

本件の争点は、申立人製品形態が不正競争防止法2条1項3号により保護されるか（争点1）及び相手方製品が申立人製品を模倣しているか（争点2）である。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（申立人製品形態が不正競争防止法2条1項3号により保護されるか）について

(1) 相手方は、申立人製品の形態はありふれた形態の組み合わせであり、また、申立人の負担した開発コストは小さいなどとして、申立人製品の形態は不正競争防止法2条1項3号により保護されない旨主張する。

しかしながら、同号は、他人が開発した商品に何ら改良を加えることなく完全に模倣して、これを自らの商品として市場に提供する行為は、他人が商品化のために資金や労力を投下した成果をフリーライドして、自由競争の範囲を逸脱するものとして、上記商品の創作性や権利登録の有無にかかわらず、上記不正競争と規定するものである。そうすると、仮に他人が商品化した形態がありふれたものであったとしても、同号の上記の趣旨目的に鑑みると、これを完全に模倣して自らの商品として市場に提供する行為は、上記フリーライドに該当することは明らかであり、同号に規定する商品の機能を確保するために不可欠な形態を除き、不正競争に該当すると解するのが相当である。

したがって、相手方の主張は、それ自体失当であるというほかなく、採用の限りではない。

(2) また、相手方は、申立人製品はユニ・チャーム株式会社が販売するマスク（以下「先行製品」という。）と実質的に同一であるから、不正競争防止法2条1項3号により保護されない旨を主張する。しかしながら、申立人製品と先行製品の形状自体が同一であることには当事者間に争いはないものの、証拠（乙3、10）及び弁論の全趣旨によれば、先行製品は、申立人製品の

5  
10  
15  
20  
25  
のような光沢のある質感を有するものではなく、雪結晶の模様の刻印もないことからすれば、模様、光沢及び質感がいずれも異なる申立人製品と先行製品の商品の形態は、実質的に同一であるものと認めることはできない。この理は、相手方が指摘する他の製品についても、同様に当てはまるというべきである。

### (3) 小括

以上によれば、申立人製品の形態は、不正競争防止法2条1項3号により保護されるものと認められる。

## 2 争点2（相手方製品が申立人製品を模倣しているか）について

- 10  
15  
20  
25
- (1) 不正競争防止法2条1項3号にいう「商品の形態」とは、需要者が通常の使用に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいい（同法2条4号）、「模倣」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう（同法2条5項）。そして、マスクという製品の通常の使用を踏まえると、需要者が購入時に認識する形状や模様等のみならず、手に取って実際に着用する際に認識することができる光沢や質感についても、同号にいう「商品の形態」に含まれるというべきである。

これを本件についてみると、前記前提事実によれば、申立人製品、相手方製品とも、全体の形状のほか、спанレース製法による光沢、その滑らかな質感、四隅の雪結晶の模様は、ほぼ同一であることが認められる。

そうすると、マスクに係る商品の形態のうち、需要者において購入時や使用時に知覚によって認識される形態の大部分は、申立人製品、相手方製品とも共通しているといえる。

もつとも、申立人製品と相手方製品は、雪結晶の周りの点の刻印の有無において相違するものの、当該部分は全体から見てごく些末な点であり、需要

者の通常の用法に従った使用を踏まえても、十分に知覚できない形態であるといえる。また、色彩の違いの有無についても、一見して認識できるものの、マスクに係る商品は、カラーバリエーションがあることも珍しくなく、現に申立人製品も6色も展開しているのであるから、相手方製品の色彩が申立人製品の色彩と異なっていたとしても、需要者においては申立人製品のいわゆる色違いの同一商品形態であると認識するものといえる。

これらの事情を踏まえると、申立人製品の形態と相手方製品の形態は、実質的に同一であり、相手方製品は申立人製品を模倣していると認めるのが相当である。

### (3) 依拠性について

申立人製品と相手方製品が実質的に同一であることは、上記において説示したとおりであり、相手方においてデザインを決定する過程を裏付ける客観的書証がなく、相手方製品が独自に開発されたことを認めるに足りる十分な証拠がないほか、証拠（甲5）及び弁論の全趣旨によれば、申立人製品は、テレビ番組で一定程度広く紹介されたことが認められる。

これらの事情を踏まえると、相手方製品に係る依拠性を推認するのが相当であり、これを覆すに足りる的確な証拠はない。

そうすると、相手方製品は、申立人製品に依拠して製作されたものと認めるのが相当である。

これに対して、相手方は、相手方製品の形状、素材及び雪結晶模様は中国の工場から提案され、これらのやりとりは口頭と実物のみでなされた旨主張する。しかしながら、上記主張に係る経過等を裏付ける実物その他の客観的証拠はなく、書面を残さずに相手方製品の開発がされたものとは通常考え難く、上記判断を左右するに至らない。

したがって、相手方の主張は、採用することができない。

### (4) 小括

以上によれば、相手方製品は、申立人製品の形態に依拠して、相手方製品を模倣したものと認められるから、相手方の行為は、不正競争防止法2条1項3号にいう不正競争に該当するものといえる。

### 3 結論

よって、民事調停法17条により、主文のとおり調停に代わる決定をする。なお、本決定の告知を受けた日から2週間以内に当事者から異議の申立てがない場合、本決定は確定し、確定判決と同一の効力を有する。

令和6年1月25日

東京地方裁判所民事第40部

裁判長裁判官

中 島 基 至



裁判官

小 田 誉 太 郎



裁判官

尾 池 悠 子



#### (注意事項)

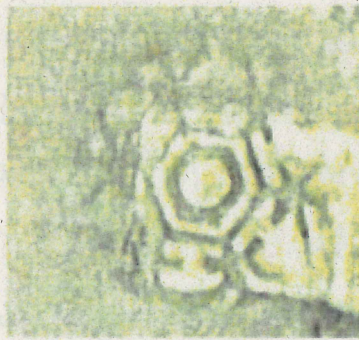
当事者は、この決定正本の送達の翌日から2週間以内に異議の申立てをすることができる。上記異議の申立てがあったときは、この決定は効力を失う。当事者双方から異議の申立てがなく上記期間を経過したときは、この決定は、裁判上の和解(確定判決)と同一の効力を有することとなる。

相手方製品目録

【製品名】 新快適スパンレース3Dマスク

【色】 ミルキーベージュ  
グレンジュ  
アプリコットベージュ

(ただし、マスク本体と紐との融着部に以下の雪結晶模様のあるもの)



(マスクの表面の雪結晶模様)



(マスクの裏面の雪結晶模様)

以 上



### 申立人製品の形態

- 5
- ① バインダー（接着剤）を使用せずに繊維を高圧水流により交絡させる製法「スパンレース製法」を用いて作られた、シルクのような光沢を有して
- 10
- いて感触も滑らかである不織布が、マスクの表側面に使用されている。
- ② マスクの全体的な形状は、そのサイズ（最大値の箇所）が縦約135mm・横約100mmで、人が着用した際に顔の正中線に当たる中央部（縦約135mmの箇所）が山型の形状に設計されていることにより、口元に空間が生じる立体構造が採用されており、中央部（縦約135mmの箇所）から両端部に向かって、縦の長さは徐々に短くなり、かつ、マスク本体の外側（表側）部分に耳掛け紐が溶接されており、その片側当たり2箇所の溶接部の間（縦）の部分が若干くぼんだ形状になっている。
- 15
- ③ マスク本体と耳掛け紐の溶接部（片側2箇所、全4箇所）には、大きな雪の結晶（樹枝付角板の六角形）のデザインが刻印されている。雪の結晶の周囲には、四方にそれぞれ七つずつの点が刻印されている。
- 20
- ④ マスク全体が単色であり、ピンク、ベージュ、パープル、カーキ、グレー、ブラックの6色のカラーバリエーションを有する。

### 相手方製品の形態

- ① バインダー（接着剤）を使用せずに繊維を高圧水流により交絡させる製法「スパンレース製法」を用いて作られた、シルクのような光沢を有して、いて感触も滑らかである不織布が、マスクの表側面に使用されている。
- ② マスクの全体的な形状は、そのサイズ（最大値の箇所）が縦約135mm・横約100mmで、人が着用した際に顔の正中線に当たる中央部（縦約135mmの箇所）が山型の形状に設計されていることにより、口元に空間が生じる立体構造が採用されており、中央部（縦約135mmの箇所）から両端部に向かって、縦の長さは徐々に短くなり、かつ、マスク本体の外側（表側）部分に耳掛け紐が溶接されており、その片側当たり2箇所の溶接部の間（縦）の部分が若干くぼんだ形状になっている。
- ③ マスク本体と耳掛け紐の溶接部（片側2箇所、全4箇所）には、大きな雪の結晶（樹枝付角板の六角形）のデザインが刻印されている。
- ④ マスク全体が単色であり、ミルキーベージュ、グレージュ、アプリコットベージュの3色のカラーバリエーションを有する。

別紙

1 マスク表側全体（装着した際に外に面している側をいう、以下同じ。）

写真1-1 原告製品（iSDGと記載されている側が下側。）



写真 1-2 被告製品 (Ohte と記載されている側が下側。)



2 マスク表側右側面（表側から見て右側をいう。）

写真2-1 原告製品

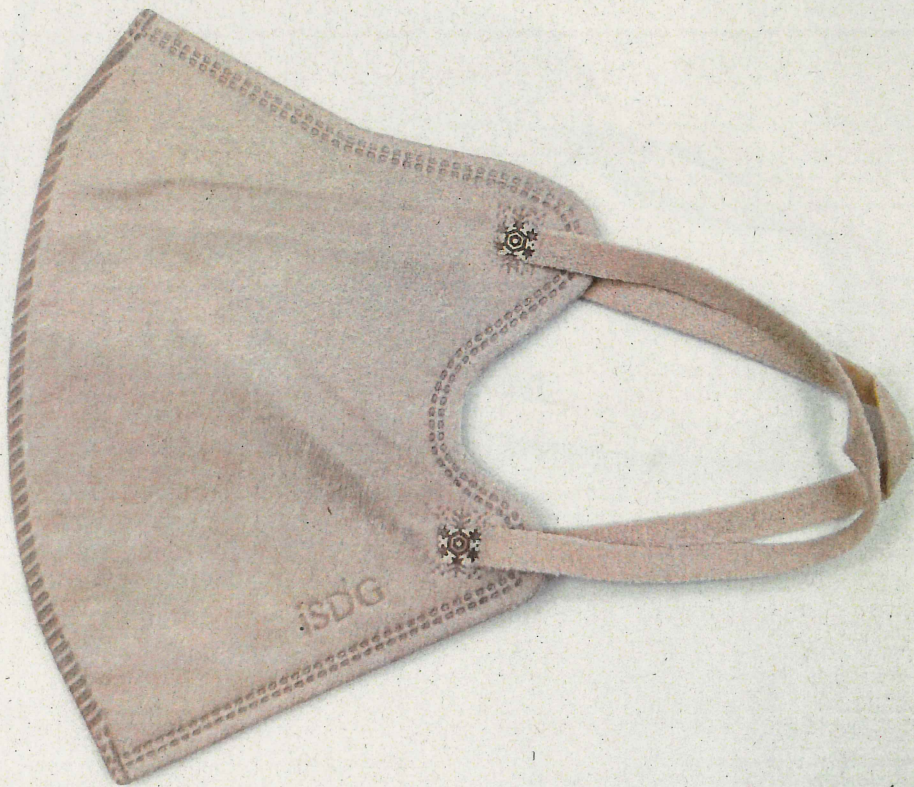


写真 2-2 被告製品

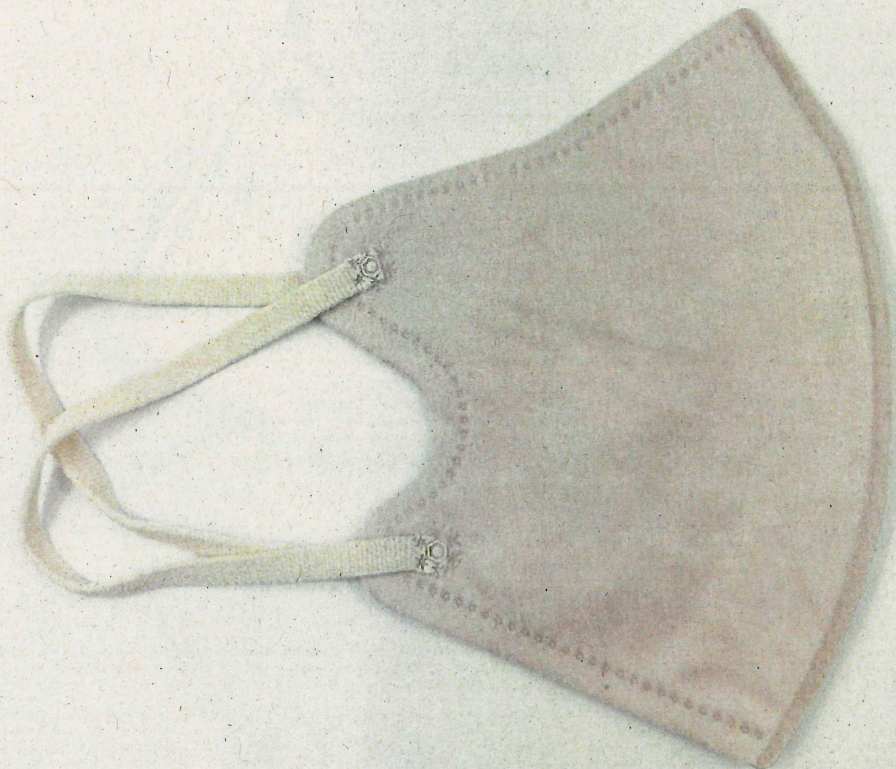


3 マスク表側左側面（表側から見て左側をいう。）

写真3-1 原告製品



写真3-2 被告製品





4 マスク裏側

写真4-1 原告製品

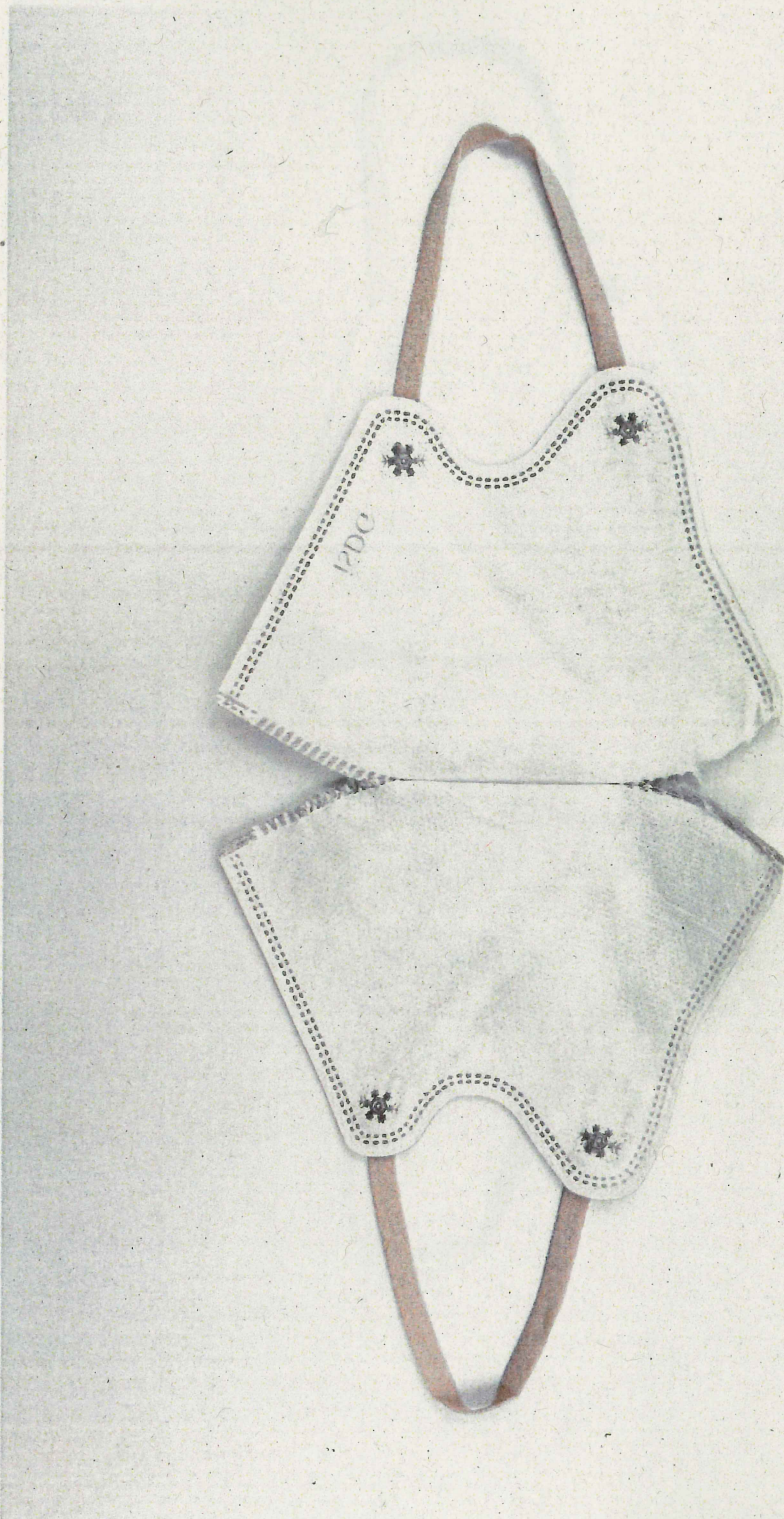
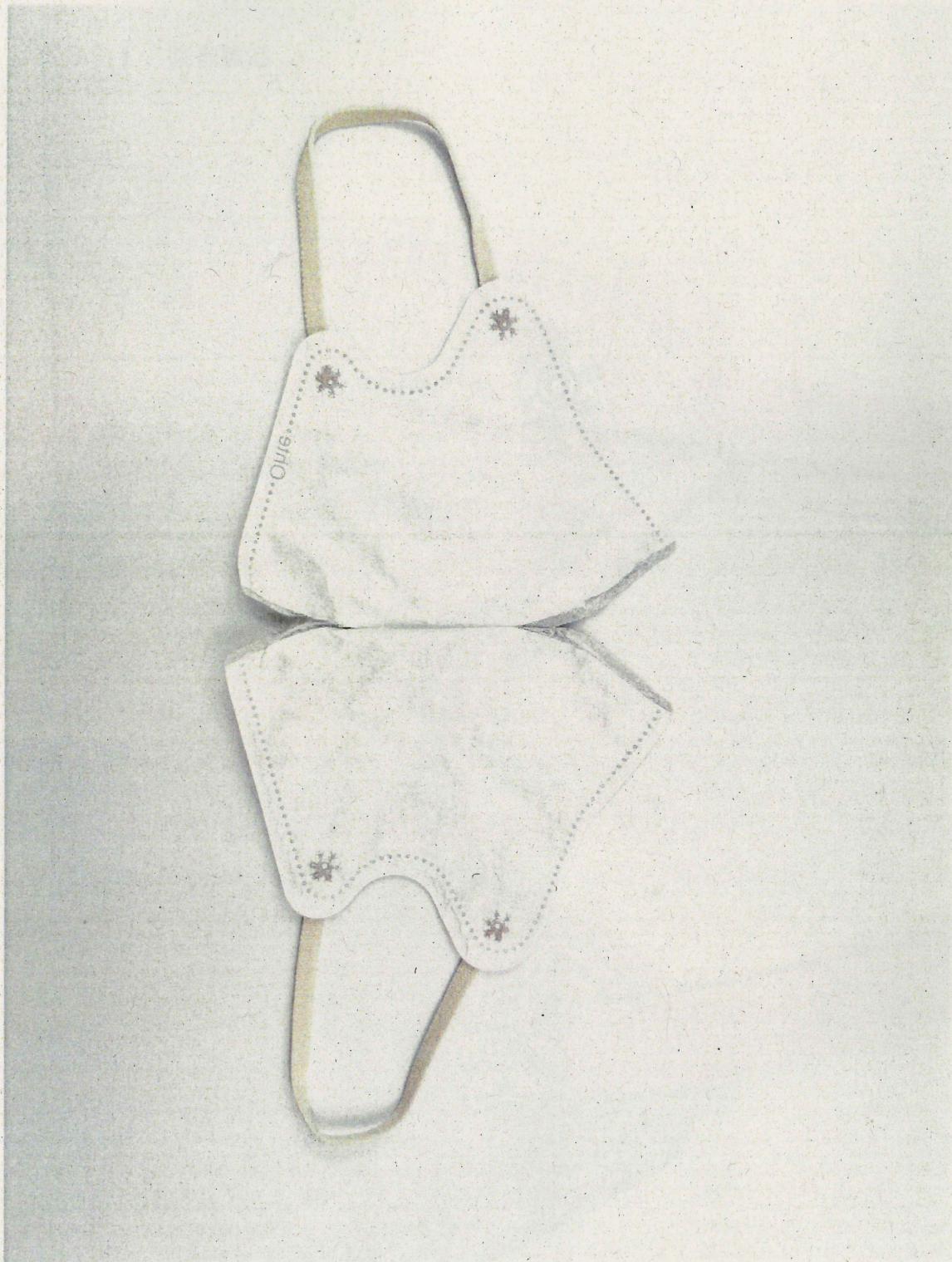


写真 4-2 被告製品



5 耳掛け紐部分（表側右側）

写真5-1 原告製品



写真5-2 被告製品



6 耳掛け紐部分（表側左側）

写真6-1 原告製品

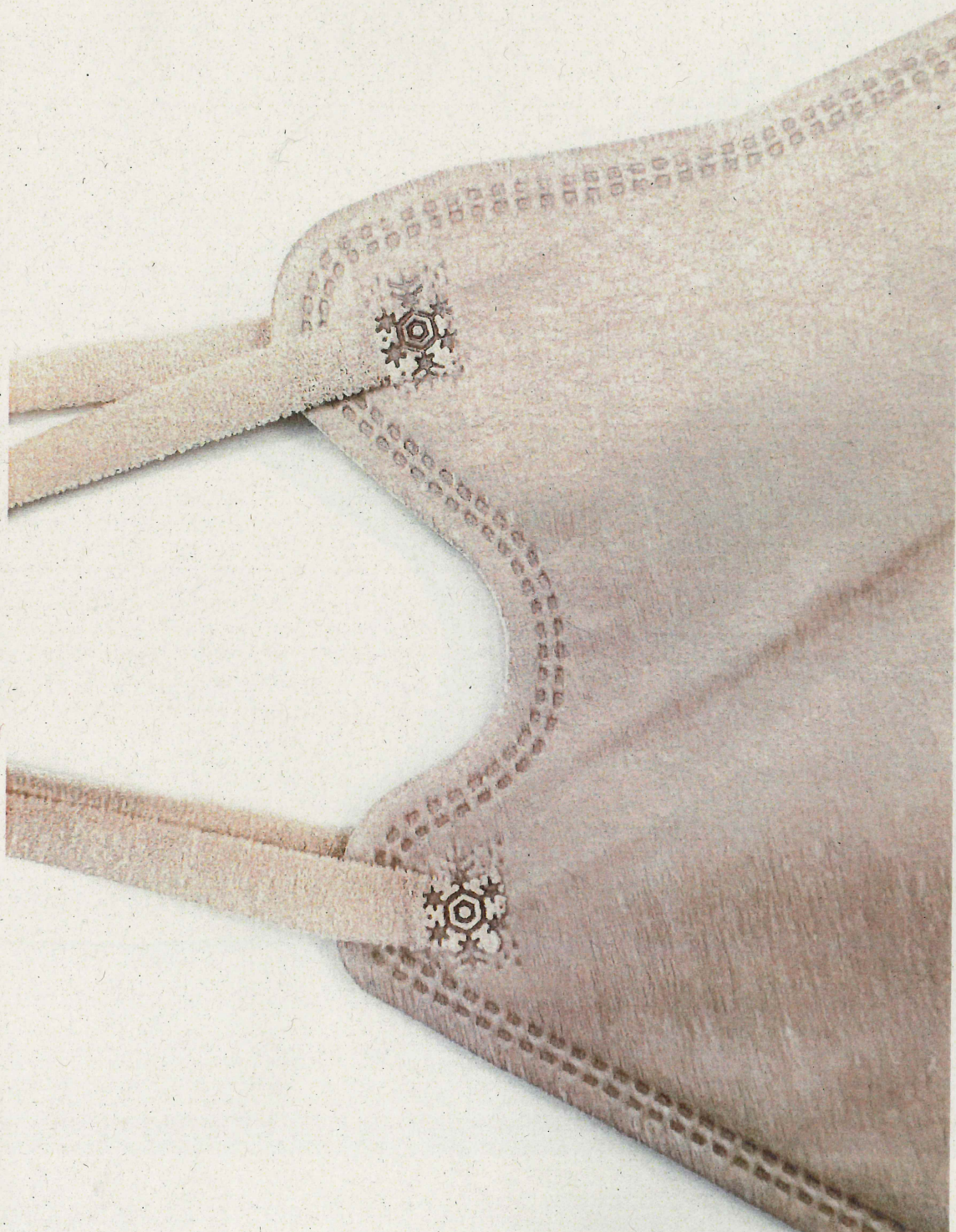


写真6-2 被告製品



7 耳掛け紐部分（裏側右側）

写真7-1 原告製品

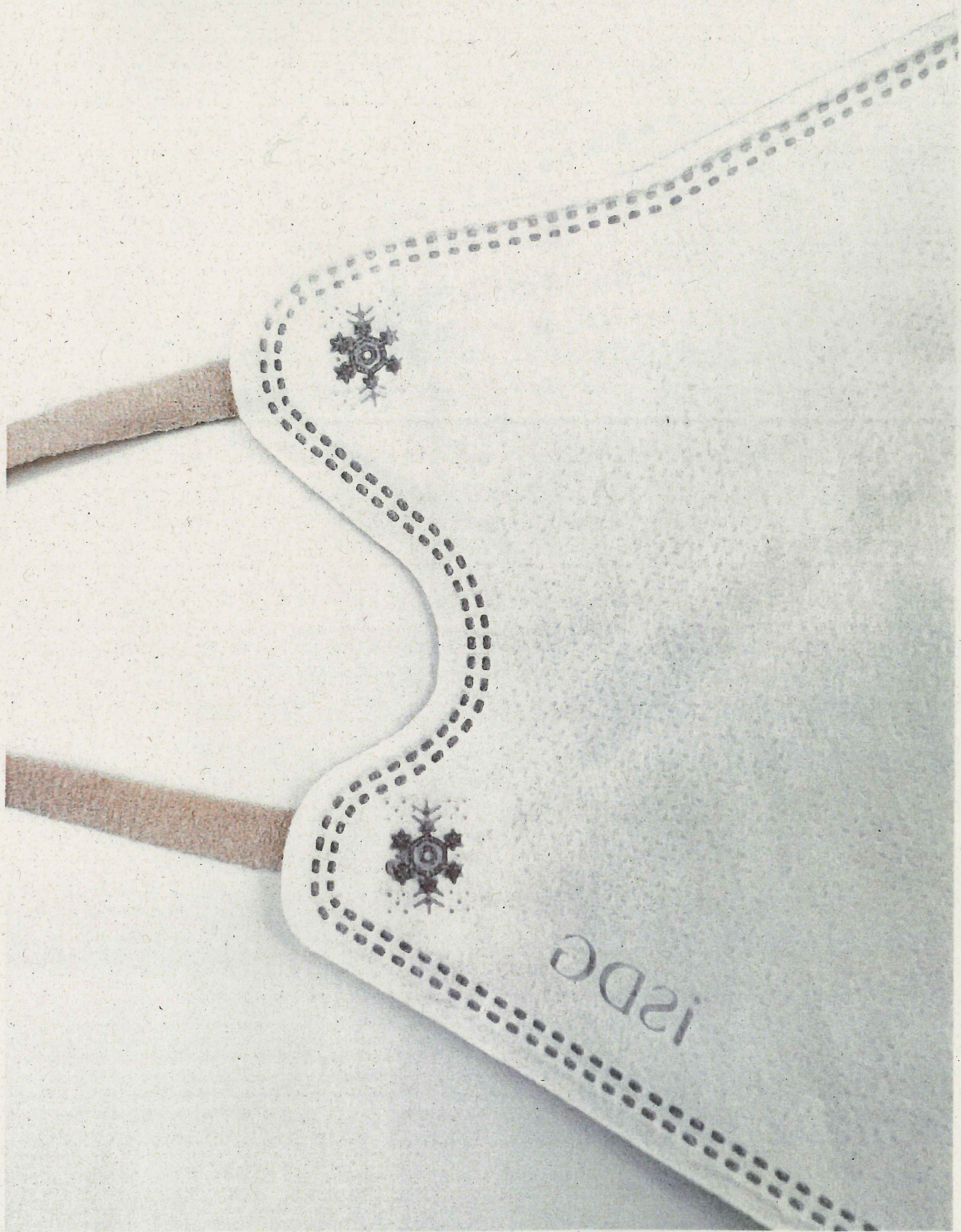


写真7-2 被告製品





8 耳掛け紐部分（裏側左側）

写真8-1 原告製品

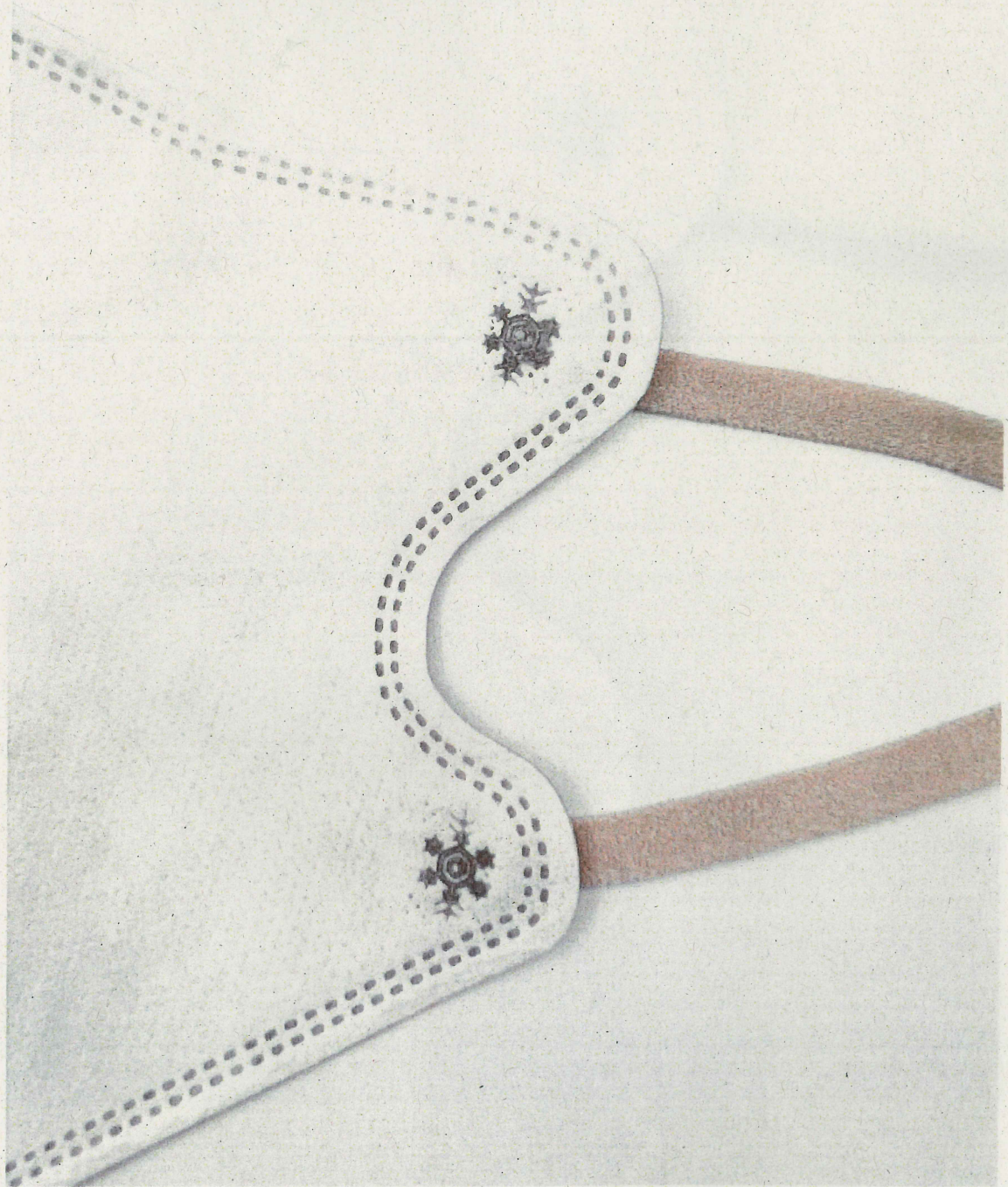


写真8-2 被告製品



以上

これは正本である。

令和 6 年 1 月 2 9 日

東京地方裁判所民事第 4 0 部

裁判所書記官 野 呂 瑞 絵

